

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

大和郡山市が位置する奈良盆地は、河川が放射状に広がっており、すべての水が大和川に集まるため、水がつまりやすく、洪水が起こりやすい地形である。また、奈良盆地から水が抜ける唯一の場所である「亀の瀬」は、幅が狭く、地滑りの多発地帯のため、もし地滑りが発生すると、大和川がせき止められ、当市だけでなく奈良盆地全体がダム状態になってしまい甚大な被害が発生するおそれがある。

大和郡山市における過去の浸水被害は、内水（河川に排水できずにあふれた水）はん濫によるもので、特に佐保川付近で多く発生している。

(土砂災害：ハザードマップ)

大和郡山市の大部分は平地であるが、山間部分がある矢田地区の一部は大雨や地震が起きた時には、がけ崩れや地滑り等の土砂災害が生じる恐れがある。

(地震：J - SHIS)

大和郡山市は、内陸部にあり活断層で発生する「活断層地震」が想定される。周辺には「生駒断層帯」・「あやめ池撓曲-松尾山断層」・「大和川断層帯」・「奈良盆地東縁断層帯」があり、特に「奈良盆地東縁断層帯」によって大きな被害が発生することが想定される。

また、「海溝型地震」として「南海トラフ巨大地震」による被害も想定される。

政府の地震調査研究推進本部が令和4年1月13日に公表した長期評価による地震発生確率値では、南海トラフで発生するマグニチュード8～9クラスの地震について、30年以内の発生確率は70%～80%、40年以内の発生確率は90%とされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないような新型ウイルスは、全国的かつ急速にまん延し、大和郡山市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他)

大和郡山市には、奈良県下最大規模（約140社：機械器具・金属製品・化学製品・食料品等の製造業や運輸物流・サービス業など）が立地する「昭和工業団地」がある。かつて工場システムはインターネットに接続しないことが前提だったが、現在は工場内のデータ活用を目的にIOT（モノのインターネット）の普及が進んでいる。工場がサイバー攻撃を受ければ、生産停止に追い込まれたり、取引先に影響が及んだりする可能性があり、誤作動によるケガや不良品の発生リスクも懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・事業所数 3,001事業所（平成28年経済センサス・活動調査）
- ・商工業者数 2,603事業所 ※
- ・小規模事業者数 1,780事業所 ※

※平成28年経済センサス・活動調査をもとに奈良県で作成したデータ

(3) これまでの取組

1) 大和郡山市の取組

- ・地域防災計画の策定、全市防災訓練及び地区防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・大和郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 大和郡山市商工会の取組

- ・BCP策定セミナーの開催（昭和工業団地協議会共催）
- ・事業継続力強化計画セミナーの開催（北和地区商工会広域協議会主催）
- ・災害時 警察署使用不能時における施設使用に関する協定書の締結
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者向け経営サポート事業「無料経営相談窓口の設置」（市委託事業）
- ・新型コロナウイルス感染症関連及び雇用・労働・年金等無料相談会の実施
（県社労士会 生駒・郡山支部と共催）
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業（事業者支援・消費喚起）として
 - ①飲食店支援「うまいもんマルシェの開催」、「さきモグチケットの販売」
 - ②事業者支援「元気城下町発・未来行チケット」を2回、市委託事業として実施
- ・大和郡山市が実施する防災イベント等の案内チラシを会員事業所へ送付
- ・奈良県商工会連合会・奈良県火災共済と連携した損保会社を通じて損害保険への加入促進

II 課題

- ・大和郡山市では「総合防災マップ」を作成されハザードマップや災害時の備えなどについて、周知に取組まれているが、大和郡山市商工会の現状は、緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、国の方針に基づき地区内小規模事業者等に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
（事業所の事業継続計画策定を支援する。）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築すると共に連絡体制を円滑に行うため、大和郡山市商工会と大和郡山市との間における被害情報報告ルートを構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・大和郡山市商工会と大和郡山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、総合防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・大和郡山市商工会は、令和6年事業継続計画を作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・連携した損保会社や専門家に依頼し、大和郡山市商工会会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催や損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP策定等への取組の推進及び取組み状況の確認
- ・大和郡山市商工会と大和郡山市の担当者による意見交換会を開催し、小規模事業者の取組みの状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・奈良盆地東縁断層帯より予測される地震（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、大和郡山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や 道路状況等) を大和郡山市商工会と大和郡山市で共有する。)
- ・国内で感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行うと共に、来館者の手指消毒・検温等を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大和郡山市における感染症対策本部設置に基づき大和郡山市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・大和郡山商工会と大和郡山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(例：豪雨の場合) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れるにひびが入る」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、大和郡山市商工会と大和郡山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

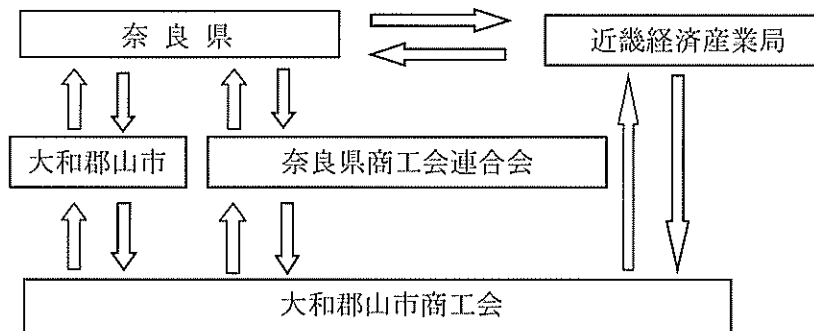
発災後～2 週間	1 日に 1 回以上共有する
2 週間～1 ヶ月	必要に応じて 1 日に 1 回程度共有する
1 ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・大和郡山市で取りまとめた「大和郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・大和郡山市商工会と大和郡山市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大和郡山市商工会と大和郡山市が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて大和郡山市商工会又は大和郡山市より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、大和郡山市商工会と大和郡山市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて大和郡山市商工会又は大和郡山市より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大和郡山市と相談する。（大和郡山市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、大和郡山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策などの相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 4 年 1 2 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 南 孝明 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会/商工会議所 大和郡山市商工会 〒639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 1 8 5 - 3 TEL : 0743-53-5955 / FAX : 0743-54-1229 E-mail : info@yamato-koriyama.com	
②関係市町村 大和郡山市役所 地域振興課 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 2 4 8 - 4 TEL : 0743-53-1151(代) / FAX : 0743-55-4911 E-mail : tiiki@city.yamatokoriyama.lg.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	100	100	100	100	100
チラシ作成配布	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大和郡山市補助金 など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。